

浜田港等台風・津波等対策委員会規則

(設置目的)

第1条 この委員会は、島根県大田市、江津市、浜田市及び益田市に所在する港則法適用港において、台風・津波等にかかる船舶の安全対策について検討し、これを円滑に推進することを目的に設置する。

2 委員会の名称は、浜田港等台風・津波等対策委員会と称する。

(定義)

第2条 この規則における用語の定義は、次の各号のとおりとする。

(1) 台風・津波等とは、台風、津波その他災害の発生が予想される発達した低気圧をいう。

(2) 浜田港等とは、久手港、仁万港、江津港、浜田港、三隅港及び益田港をいう。

(3) 船舶とは、浜田港等に在泊する船舶をいう。

(活動)

第3条 この委員会は、次の各号に掲げる活動を行う。

(1) 船舶の安全対策の検討

(2) 前号対策の円滑な推進

(3) 台風・津波等による災害防止のための調査及び研究

(4) その他の本会目的の達成のために必要と認める事項

(組織等)

第4条 委員会は、別表1の機関等(以下「委員」という。)をもって構成する。

2 委員会に委員長、副委員長及び幹事を置く。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

4 副委員長は、委員長を補佐するほか、委員長が不在のときは、その職務を代行する。

- 5 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 6 幹事は、委員長が委員の中から委嘱した委員により構成し、別表2のとおりとする。
- 7 委員長は、前条の業務を円滑に行うため、委員会に幹事で構成された幹事会を置き、これを運営するものとする。

(任期)

第5条 委員長及び副委員長の任期は2年とし、再任を妨げない。

(委員会の開催等)

第6条 委員長は、必要な事項を協議するため、委員会を開催するものとする。

2 委員長は、幹事会から意見、提案があった場合、これを委員会に諮るものとする。

3 委員長は、委員会で決定した事項、意見を浜田港長又は浜田海上保安部長に具申するものとする。

(事務局)

第7条 委員会及び幹事会の運営に関する事務を行う事務局を、浜田海上保安部交通課に置く。

(細則の制定)

第8条 本規則第3条の活動を行うにあたって、必要な細則は、委員会において定めるものとする。

[付 則]

この規則は、平成29年6月29日から施行する。

[付 則]

この規則は、平成30年6月26日から施行する。

[付 則]

この規則は、令和元年5月27日から施行する。

浜田港等台風・津波等対策委員会細則

(趣旨)

第1条 浜田港等台風・津波等対策委員会規則（以下「規則」という。）第8条に基づき、委員会の活動に必要な事項を定める。

(委員会の開催等)

第2条 委員長は、毎年、台風が浜田港等に接近又は通過する時期となる前に、委員会を開催し、規則第3条第1号により策定された事項を確認するものとする。

2 委員長は、台風が浜田港等に接近又は通過することが予想される場合において、委員が規則第3条第1号及び同第2号にかかる事項を確認しておく必要があると認めるときは、その2日前から前日までに、幹事会を開催するものとする。

3 事務局は、速やかに、前1項及び2項により確認した事項を委員に伝達するものとする。

(防止措置)

第3条 台風・津波等に対する勧告等の発令基準及び船舶の措置内容については、台風及び発達した低気圧は別表1、津波は別表3のとおりとする。

2 浜田港長(浜田港を除く港則法適用港にあつては浜田海上保安部長)から、勧告等が発令された場合、機関、企業及び団体に、台風・津波等による事故防止の観点から、別表1及び3中の「船舶の措置」を所属船等にとらせるものとする。

3 委員は、災害の発生時に、船舶との連絡が不通になる事態を想定して、船舶の入港時に、勧告等発令時における船舶の対応を確実に周知しておくものとする。

(勧告等の伝達)

第4条 事務局は、各委員が希望する通信手段(電子メール、FAX)により、注意喚起、並びに勧告(第1体制及び第2体制)の発出及び解除を委員に伝達するものとする。(津波における勧告発出例は、様式津-1、津-2、津-3による)

2 委員は、気象庁から津波予報区「島根県出雲・石見」に津波注意報・津波警報・大津波警報が発表された場合には「勧告」伝達の有無にかかわらず、関係船舶に対して自主的かつ速やかに「津波に対する船舶対応表」に定める対応を実施させるものとする。

3 船舶は、気象庁から津波予報区「島根県出雲・石見」に津波注意報・津波警報・大津波警報が発表された場合には、関係先からの「勧告」伝達の有無にかかわらず、自主的かつ速やかに「津波に対する船舶対応表」に定める対応を実施するものとする。

(報告)

第5条 委員は、台風・津波等に関する情報の収集に努め、また、自己の船舶等に被害が生じたときは、速やかに、その状況及びこれに対し執った措置を事務局に報告するものとする。

2 別表2左欄に掲げる者は、注意喚起が行われた場合、同表右欄の事項を事務局に報告するものとする。

[付則]

この細則は、平成29年6月29日から施行する。

[付則]

この細則は、令和元年5月27日から施行する。

[付則]

この細則は、令和2年6月30日から施行し、令和2年6月1日から適用する。

[付則]

この細則は、令和5年5月29日から施行する。

〔付則〕

この細則は、令和6年6月10日から施行する。

台風・発達した低気圧に対する船舶対応表

浜田港等台風・津波等対策委員会

区分	発令の基準	船舶の措置
注意喚起	台風及び発達した低気圧（以下「台風等」という）の到達予想	<ol style="list-style-type: none"> 1 台風等に関する情報収集を強化。 2 船舶は、予想される今後の台風の進路及び発達した低気圧の動き、風向風速並びに勧告の発出を考慮し、入港の自粛、港外退避、荷役の一時中断等に関する早期判断を実施。 3 連絡体制を確保。
第1体制	暴風域（風速40m/s未満）の12時間以内到達予想 暴風・暴風雪警報（島根県西部）発表	【船舶（小型船舶を除く）】 （係留中）荷役、工事作業中の船舶にあつては作業を早期に完了または中止し、積荷及び岸壁上の資材等の流出防止措置を実施。 その他係留船舶にあつては安全な海域への避難準備、または係留索強化を実施。 必要に応じ水先人・曳船手配及び機関用意等の運航準備を実施。 （錨泊中）安全な海域への避難準備、国際VHF（16ch）の常時聴取（国際VHF搭載船に限る）、レーダー等による監視、AISの常時確認（AIS搭載船に限る）、見張り強化、機関用意等を実施。 【小型船舶】 陸揚げ固縛、安全な海域への避難、係留索強化を実施。
第1体制【特別】	暴風域（風速40m/s以上）の14時間以内到達予想	同上
第2体制	暴風域（風速40m/s未満）の6時間以内到達予想 暴風・暴風雪警報（島根県西部）発表 但し、風速25m/s以上(海上)の予報	第1体制時の措置に、以下を加える。 <ol style="list-style-type: none"> 1 係留船舶は、定期的な係留状況確認及び必要に応じて安全な海域への避難を実施。 2 錨泊船舶は、走錨対策（当直増員、錨鎖繰出し、機関用意等）を完了させ、必要に応じて安全な海域への避難を実施。
第2体制【特別】	暴風域（風速40m/s以上）の10時間以内到達予想	同上に加え、原則、総トン数500トン以上の船舶は港外避難。

※気象庁の発表に基づき、第1体制を経ずに第2体制を発令することがある。

解除時期	台風通過後や暴風・暴風雪警報（島根県西部）解除後、船舶交通に支障がないと判断された時点。
------	--

津波に対する船舶対応表

別表3

津波警報・注意報の種類、 津波の高さ及び警戒体制 (勸告)の種類		津波来襲 までの時 間的余裕	船舶の対応					
			大型船、中型船 (漁船を含む)				小型船 (プレジャーボート、小型漁船等)	
			港内着岸船		錨泊船、浮標係留船 (作業船を含む)	航行船		
			一般船舶 (作業船含む)	危険物積載船舶			港内着岸船	航行船、錨泊船
第1体制	津波注意報 1m		荷役・作業中止 係留避泊又は港外 退避	荷役・作業中止 係留避泊又は港外 退避	作業中止、港内避泊 (場合によっては港外 退避)	港外退避	陸揚固縛又は係留強化の後 陸上避難 (場合によっては港外退避)	着岸のうえ陸揚げ固縛若しく は係留強化の後陸上避難又は 港外退避
第2体制	津波警報 3m	無し	荷役・作業中止 係留避泊	荷役・作業中止 係留避泊	作業中止、港内避泊	港内避泊	陸上避難	着岸後陸上避難又は港内避泊
		有り	荷役・作業中止 港外退避又は係留 避泊	荷役・作業中止 港外退避	作業中止、港外退避	港外退避	陸揚固縛又は係留強化の後 陸上避難 (場合によっては港外退避)	着岸のうえ陸揚げ固縛若しく は係留強化の後陸上避難又は 港外退避
	大津波警報 5m 10m 10m超	無し	荷役・作業中止 係留避泊又は陸上 避難	荷役・作業中止 係留避泊又は陸上 避難	作業中止、港内避泊	港内避泊	陸上避難	着岸後陸上避難又は港内避泊
		有り	荷役・作業中止 港外退避	荷役・作業中止 港外退避	作業中止、港外退避	港外退避	陸揚固縛又は係留強化の後 陸上避難 (場合によっては港外退避)	着岸のうえ陸揚げ固縛若しく は係留強化の後陸上避難又は 港外退避

※本表による対応にあたっては、人命の安全確保を最優先とする。

【用語の定義等】

津波来襲までの時間的余裕

- 有り : 大津波・津波警報が発せられた時点から避難に要する十分な時間 (船舶を港外退避、陸揚げ個縛等の安全な状態に置くまで) がある場合
- 無し : 大津波・津波警報が発せられた時点から避難に要する十分な時間 (船舶を港外退避、陸揚げ個縛等の安全な状態に置くまで) が無い場合
- 大型船 : タグボート等の補助船、パイロットを必要とし単独での出港が困難な船舶をいう。
- 中型船 : 大型船及び小型船以外の船舶をいう。
- 小型船 : プレジャーボート、漁船等のうち、港内において陸揚げできる程度の船舶 (造船所での陸揚げは含まない) をいう。
- 陸上避難 : 船舶での退避は高い危険が予想されるので、乗組員等は陸上に避難し、高台等安全な場所に避難する。可能な限り船舶の流出防止、危険物の安全措置を取る。
- 港外退避 : 港外の水深が深く、十分広い海域、沖合いに避難する (港外退避中に航行困難となった場合は港内避泊)。
- 係留避泊 : 係留強化、機関の併用等により係留状態のまま津波に対抗する (陸上作業員等の緊急避難場所として乗船させることも考慮する)。
- 陸揚げ固縛 : プレジャーボート、漁船等の小型船を陸揚げし、津波等により海上に流出しないよう固縛する。
- 係留強化 : スプリング・プレスト索を長く取る。係留索の増し取り・増し締め等の措置を行う。

【注意事項】

- VHF 装備船は、VHF を聴取すること (国際 VHF 16ch)。
- AIS 搭載船は、常時 AIS を作動させ、適正な入力を行うこと。
- 港外退避中の大型船、中型船は、小型船から支援の要請があった場合には、可能な範囲でこれに応じる。

F a x 送信（本紙含め2枚）
令和 年 月 日

浜田港等台風・津波等対策委員会委員 各位

勸 告

気象庁から津波予報区「島根県出雲・石見」に 津波注意報 が
発表されたことから、浜田港、久手港、仁万港、江津港、三隅港、
益田港における船舶に対し、港則法第39条第4項の規定に基づき、
次のとおり勧告します。

令和 年 月 日 : (日本時間)をもって、
第1警戒体制とする。

別添「津波に対する船舶対応表」に基づき速やかに対応すること。
なお、時間的に余裕のない場合、乗組員等は陸上の高い場所に避
難すること。

【注意事項】

- 1 VHF 装備船は、VHF を聴取すること（国際VHF 16ch）
- 2 AIS 搭載船は、常時AIS を作動させ、適正な入力を行う
こと。
- 3 港外退避中の大型船、中型船は、小型船から支援の要請があ
った場合には、可能な範囲でこれに応じる。

令和 年 月 日

浜 田 港 長
浜田海上保安部長

浜田港等台風・津波等対策委員会事務局
(浜田海上保安部 交通課)

TEL・fax 0855-27-0772

F a x 送信（本紙含め2枚）

令和 年 月 日

浜田港等台風・津波等対策委員会委員 各位

勸告

気象庁から津波予報区「島根県出雲・石見」に 津波警報
大津波警報 が発表されたことから、浜田港、久手港、仁万港、江
津港、三隅港、益田港における船舶に対し、港則法第39条第4項
の規定に基づき、次のとおり勧告します。

令和 年 月 日 : (日本時間)をもって、
第2警戒体制とする。

別添「津波に対する船舶対応表」に基づき速やかに対応すること。
なお、時間的に余裕のない場合、乗組員等は陸上の高い場所に避
難すること。

【注意事項】

- 1 VHF 装備船は、VHF を聴取すること。(国際VHF 16ch)
- 2 A I S 搭載船は、常時A I S を作動させ、適正な入力を行うこと。
- 3 港外退避中の大型船、中型船は、小型船から支援の要請があつた場合には、可能な範囲でこれに応じる。

令和 年 月 日

浜 田 港 長
浜田海上保安部長

浜田港等台風・津波等対策委員会事務局
(浜田海上保安部 交通課)

TEL・fax 0855-27-0772

F a x 送信（本紙 1 枚）
令和 年 月 日

浜田港等台風・津波等対策委員会委員 各位

勧告解除

津波注意報 津波警報 大津波警報 の発表に伴い、
令和 年 月 日 : に発出し
ました第 1 2 警戒体制は、令和 年 月
日 : (日本時間) をもって解除しま
す。

引き続き地震・津波等に対する情報には留意願います。

令和 年 月 日

浜 田 港 長

浜田海上保安部長

浜田港等台風・津波等対策委員会事務局
(浜田海上保安部 交通課)

Tel・fax 0855-27-0772